

宗教法人の会計と税務



令和3年9月7日(火)

東京都豊島区池袋 2-41-5 アーバン154ビル 2F

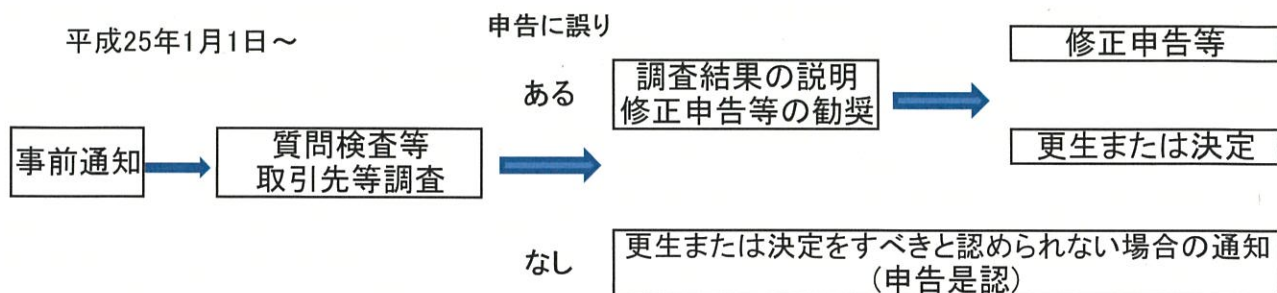
星野会計事務所

税理士・行政書士
宅地建物取引士・AFP
星野 智昭

税務調査の動向

1. 税務調査手続きの改正

平成25年1月1日～



(1) 事前通知

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 開始時期 | ④ 対象となる税目 |
| ② 場所 | ⑤ 対象となる期間 |
| ③ 目的 | ⑥ 対象となる帳簿書類・物件等 |

2. 税務署からの『お尋ね』について

- (1) 法定文書…法律上の提出義務あり
- (2) 法定外文書…法律上の提出義務なし。あくまでお願いベース

3. 調査対象法人

- (1) KSK(国税総合管理)システム
- (2) 強制調査
- (3) 任意調査(国税局・税務署)
 - ・丸源調査
- (4) 反面調査



* 税務署から届いた『お尋ね』回答欄一部

お尋ねのことについて、次のとおり回答します。

1 宗教法人の概要等

宗 派	派 檀 家	住 所	
檀家数(信徒数)	総 代	氏 名	
年間の行事・祭等			
年月日	名称・内容等	年月日	名称・内容等

2 宗教活動の収支等の状況(直近事業年度分)

事業年度(年 月～ 年 月)	
収 入 の 部	支 出 の 部
お布施	人件費
祈とう料	その他
永代供養料	
さい銭	
お守り	
その他	
計	計

3 宗教活動以外の収支等の状況

(千円)						
宗教活動以外の 事業内容	収 入 金 額			支 出 金 額		
	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期

4 預貯金等の状況

(年 月現在)		
金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行を含む)	預 貯 金 の 種 類	預 貯 金 の 残 高
		千円
		千円
		千円
証 券 会 社 名	種 類 銘 柄	証 券 の 残 高
		千円
		千円
		千円

宗教法人概要書

[illegible]

稅務調查書類

၆

[illegible]

税務調査対策



1. 収入

(1) 正確な会計帳簿の作成

- ・日付、相手方、金額、摘要（〇〇家三回忌法要等）

(2) お布施袋・領収書の控えの保管

(3) 収入科目

(4) 収益事業収入等の有無

- ・ 石材店からの墓石販売手数料
- ・ 仕出し料理屋からの紹介料

＜注意＞ 通夜・葬儀におけるお膳料・お車代等

2. 支出

(1) 領収書の受領

- ・ 支払証明書

(2) 支出科目

(3) 経費按分

① 家事按分

- ・ 水道光熱費（水道料金・電気料金・ガス料金・灯油代等）
- ・ 自動車維持費（ガソリン代・税金・車検代・任意保険・修理代等）
- ・ 通信費（電話料金・携帯電話料金・インターネット関連経費等）
- ・ その他

② 公益事業・収益事業 ・ 収入按分等

- ・ 人件費
- ・ 水道光熱費

3. 帳簿書類の保存期間

- ・ 会社法上・・・10年間（決算書等）税法上・・・7年間（領収書・通帳等）
- ・ 申告書・税務届出書については規定なし・・・永久保存が好ましい

寺院会計勘定科目

1.収入科目

勘定科目	内 容
①布施収入	宗教活動に対する檀信徒の自由意思による葬儀・法要等の布施
②会費収入	法人運営のため檀信徒から徴収する維持費、護持会費等の負担金 (注)護持会費会計は別会計として報告
③寄付金収入	法人へ寄付された収入
④資産収入	不動産貸付料・有価証券から生じる利子等で収益事業に該当しない収入
⑤墓地収入	墓地永代使用料収入
⑥雑収入	上記収入に該当しない収入

2.支出科目

勘定科目	内 容
①人件費	給料・手当等
②法定福利費	厚生年金・健康保険料等
③福利厚生費	寺務職員のための経費(家族を含む)
④租税公課	法人が負担すべき税金(固定資産税等)
⑤宗派課金	包括法人へ支払う負担金(宗費等)
⑥諸会費	他の宗教法人との交際費
⑦営繕修理費	建物、什器備品等の修理費
⑧保険料	法人が負担する保険料(火災・境内賠償・生命保険等)
⑨会議費	責任役員会その他の機関の会議に要する経費
⑩法要費	儀式法要を行うための什器備品・消耗品等一切の経費
⑪接待交際費	檀信徒との飲食・慶弔費等
⑫寺務費	事務用消耗品等
⑬自動車維持費	自動車に関連する経費(ガソリン代・任意保険・修理代等)
⑭水道光熱費	水道料金・電気料金・灯油代等
⑮旅費交通費	高速代・タクシー代等
⑯通信費	電話料金・携帯料金等
⑰管理諸費・雑費	上記以外の該当しない支出

(注)上記科目設定はあくまで参考としていただき、各法人の実態に合わせて変更下さい。

庫裡改装費について

・庫裡で使用していたお風呂場・トイレを寺院会計から600万円支出

① 法人所有の建物に社長が無償で住む  給与課税

法人と社長は別人格  家賃支払

ただし、福利厚生観点から家賃相場に比べ優遇される

② 寺院のケース

勤務時間・休日は決まっておらず、職務を遂行するため必要な家屋に居住



非課税（所得税法施行令第21条4号）

* 通常の使用により壊れた設備の修繕は庫裡の所有者である寺院が修繕費用の負担義務を負う（国税庁HP・宗教法人の税務より）

* 子供部屋を防音工事するため500万円寺院会計から支出したら？

* 応接室のソファ300万円を寺院会計から支出したら？

寺庭研修費について

- ・寺庭がヨガ講座等受講した研修費を寺院会計から支出

① 住職・副住職の宗派の法式・法話研修会費等



寺院経費

収 益	—	経 費	=	利 益
布施収入		給料・保険料 光熱費等		

② 一般企業における研修費 (所得税法基本通達36-29の2)

・役員・使用者としての職務に直接必要な技術・資格取得等に充てる
支出は費用として適正なものに限り課税しない

・経費・・・事業活動と直接関連性を有し、事業遂行上必要な費用
寺院活動とその支出がどのように関連しているかがポイント
寺の活動と直接結びつく説明資料の準備

* 住職が通う英会話学校に関する費用は？



先代住職葬儀費用について

神奈川県内の寺院において、先代住職（市役所勤務）が亡くなり行われた税務調査であります。葬儀にかかった費用全て寺院会計から支出しています税務署から指摘を受けたのは以下の点になります。

* 法人税法基本通達9-7-1（社葬費用）

1.先代住職の通夜・葬儀における飲食代等の費用について

2.本山への戒名料について

3.先代住職の墓石購入費用と施工費用について

退職金



1. 退職金設定のメリット

- ①分離課税
- ②退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

- ③2分の1課税 (注) 退職所得=(収入金額-退職所得控除額)×2分の1

2. 役員退職慰労金規程及び退職金規程

- ①理由・・・適正な退職金が支払われたことの証明、退職金支払いの正当性の根拠
- ②責任役員会議事録の準備

3. 退職金(寺務職員等)の適正額

- ①基本給×勤続年数×係数(注)

(注)	5年未満	10年未満	15年未満	・・・	30年超
例1	0.8	1.0	1.2		2.0
例2	0.4	0.5	0.6		1.0

* 上記係数は、寺格、檀家数、地域等により異なります。

4. 退職金の分割受給

- ①一括で受けられるメリットが受けられない
- ②雑所得となり他の所得と合算されたうえで課税→税制上不利

支 払 証 明 書

(使途秘匿金チェックリスト付き)

① 支払い日：	平成	年	月	日	
② 支払い先：	(仕入れの年月日)				
③ 支払い額：	(仕入れの名称)				
④ 支払いの事由：	(支払対価の額)				
⑤ 請求書等の交付を受けられなかった場合の理由					
⑥ 支払い先の住所：					
TEL ()					
使途秘匿金かどうかのチェック (裏面のチェックを参照)					
☐ 該当せず ☐ 該当する					

(注1) ①②③④は仕入税額控除のための「帳簿」の記載要件です。(消費税法第30条⑧)
 (注2) 支払額が3万円以上で請求書等の交付が受けられなかった場合には⑤⑥の記載が必要です。(消費税法施行令第49条①)
 (注3) ②④⑥は使途秘匿金とみなされないための記載要件です(租税特別措置法第62条②)
 (注4) 課税取引の場合、支払額が3万円未満で請求書等が無い(経費支払い分)は、当伝票を日付順に綴じ「補助簿」として整理保存して下さい。

精算日：平成 年 月 日

上記の記載が真実に基づいていることを宣明する。

支払実施者

⑤

※上記支払いの事由を承認し、その支払いを命じたことを証明する。

役	部	課	監
員	長	長	査
(備考)			
課税区分 []			
証第 号			



旅 費 精 算 書 (補 助 簿)

訪問先：	期	年	月	日()から
所在地：	日	年	月	日()まで
用務：	(計 日。内、泊)			
旅行日	支払先(交通機関)	乗車区間	等級	支払い金額
月 日	発 着			¥
交 通 費				
日 当 定 額	(¥) × (日)			
半 日 当 定 額	(¥) × (日)			
宿 泊 料 定 額	(¥) × (泊)			
宿 泊 料 実 額				
そ の 他				
(備考)	合 計 (税込み金額①)			
	(内、消費税等 / ②)			
	税 抜 き 金 額 (①-②)			
※右の旅費精算を承認します。	前受け(月 日)			
出張 命令者	本 日 の 受 給 額			

(注1) 宿泊料等を実額精算する場合は、必ず領収書を添付して下さい。
 (注2) 消費税の仕入税額控除のために、社員別・日付順に綴じ「補助簿」として整理保存して下さい。

精算日： 年 月 日 旅費受給者：(職階)

出	承	監
納	認	査



証第 号 課税区分 []

⑥

令和3年3月31日

家事関連費等確認書

家事関連費等については下記のとおり相違ありません。

宗教法人 ○○寺

代表役員 (印)

令和2年4月1日より令和3年3月31日まで

1.水道光熱費、通信費について：按分基準（ ）

水道代 % ガス代 %

電気代	%	電話代	%
-----	---	-----	---

携帯電話代 %

2. 車両運搬具について：按分基準（ ）

自動車税 % 車検代 %

自動車保険 % ガソリン代 %

3.その他特殊事情

* なお、特殊事情はその支払事由により判断する。

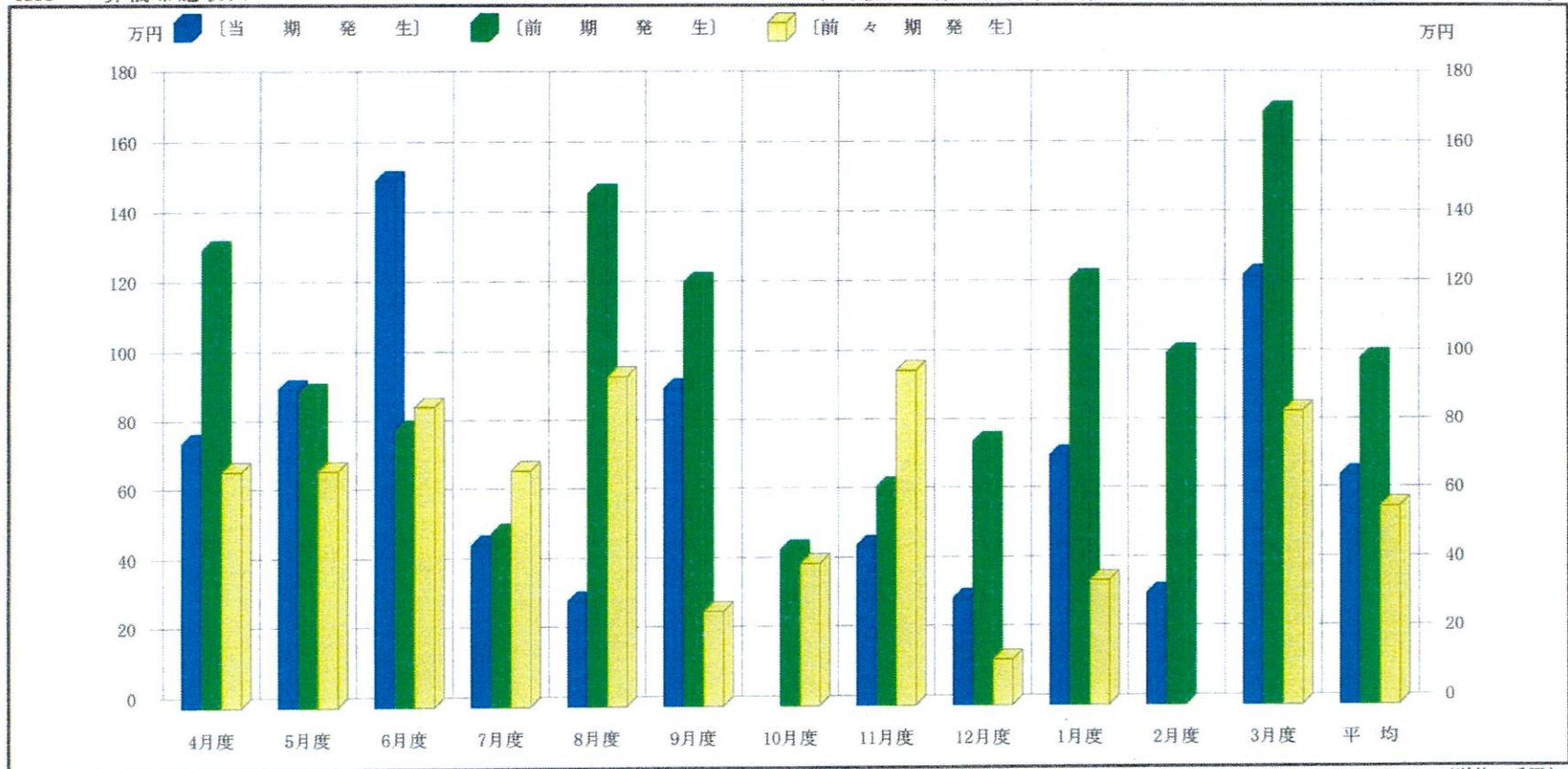
3 期比較月別推移図表

(期末)

(発生) 出力範囲：自 令和 2年 4月 1日～至 令和 3年 3月 31日

※平均値は当期12ヵ月、前期12ヵ月、前々期12ヵ月で算出しています。

4111 葬儀布施収入



(単位：千円)

項目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	平均
当期	762	920	1,518	467	304	920	0	462	308	720	322	1,243	662
前期	1,318	910	800	500	1,480	1,225	450	630	761	1,231	1,018	1,710	1,003
前々期	679	680	867	680	955	273	410	970	130	360	0	850	571

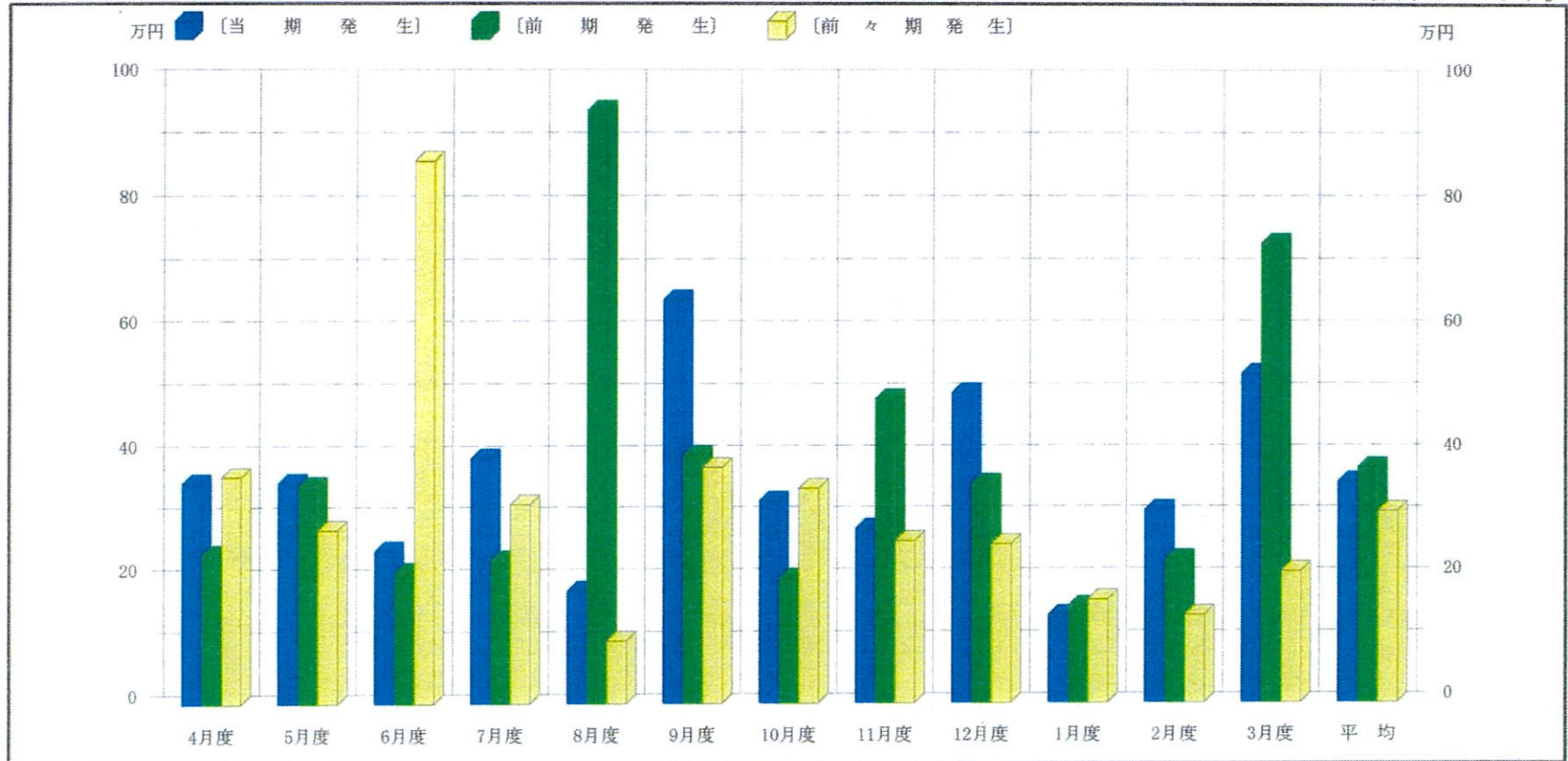
3期比較月別推移図表

(期末)

(発生) 出力範囲: 自 令和 2年 4月 1日 ~ 至 令和 3年 3月 31日

※平均値は当期12ヵ月、前期12ヵ月、前々期12ヵ月で算出しています。

4112 法要布施収入



(単位: 千円)

項目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	平均
当期	355	355	245	395	180	650	325	280	500	140	310	530	355
前期	240	350	210	230	950	400	200	490	353	155	230	740	379
前々期	365	278	870	320	100	380	345	260	255	165	140	210	307

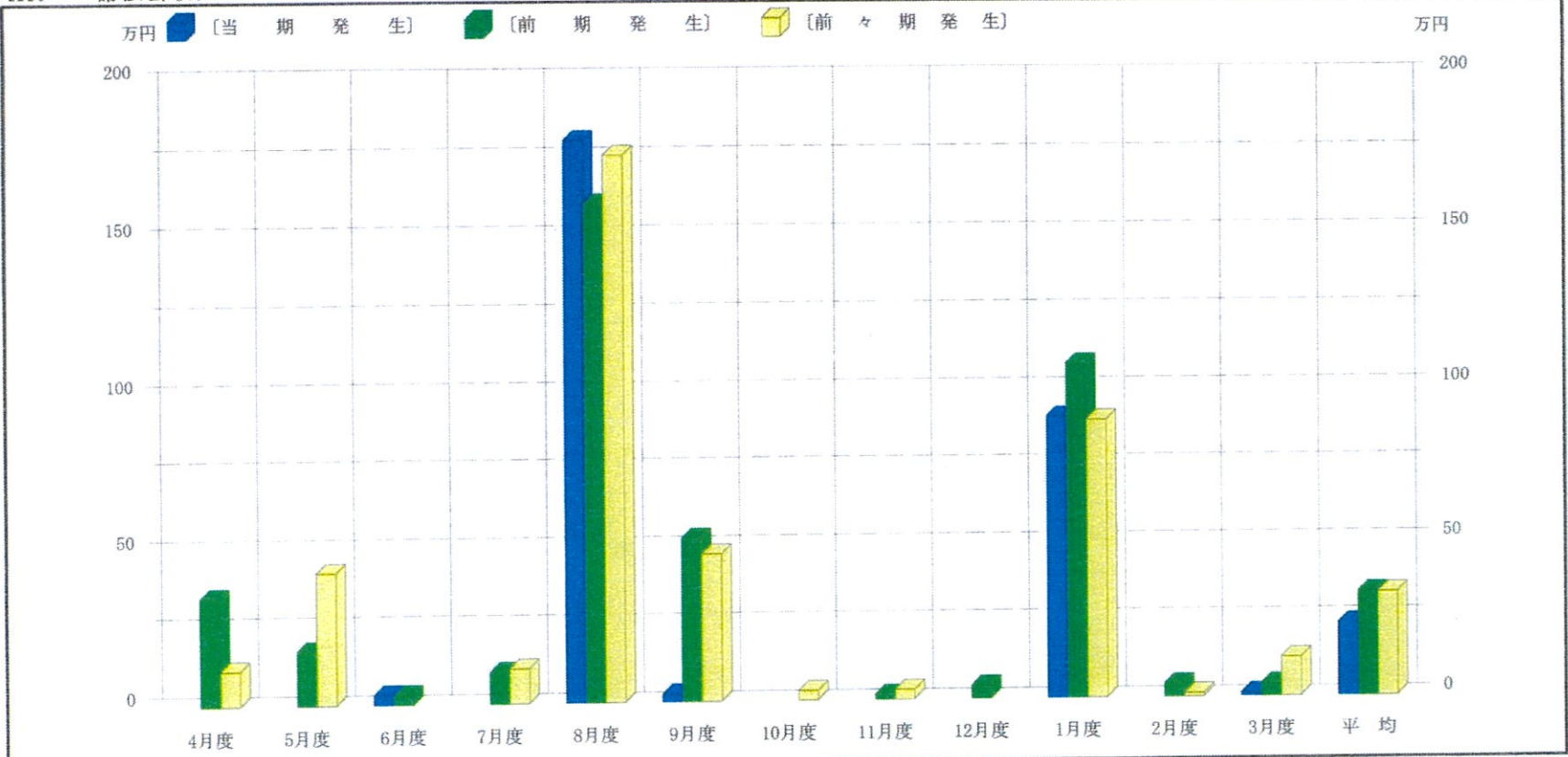
3 期比較月別推移図表

(期末)

(発生) 出力範囲：自 令和 2年 4月 1日～至 令和 3年 3月31日

※平均値は当期12ヵ月、前期12ヵ月、前々期12ヵ月で算出しています。

4113 諸法会収入



(単位：千円)

項目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	平均
当期	0	0	30	0	1,802	24	0	0	0	904	0	10	231
前期	342	170	30	100	1,600	523	0	15	40	1,077	40	39	331
前々期	110	421	0	110	1,754	472	30	30	0	893	10	122	329

〇〇寺

(単位:円)

H28年度	件数	金額	平均単価
法事	138	4,990,000	36,159
葬儀	24	10,028,000	417,833
永代供養	3	1,300,000	433,333

H29年度	件数	金額	平均単価
法事	137	3,915,000	28,577
葬儀	31	8,680,000	280,000
永代供養	-	-	-

H30年度	件数	金額	平均単価
法事	126	3,640,000	28,889
葬儀	24	6,110,000	254,583
永代供養	2	1,370,000	685,000

H31年度	件数	金額	平均単価
法事	125	3,618,000	28,944
葬儀	32	12,033,000	376,031
永代供養	2	660,000	330,000

R2年度	件数	金額	平均単価
法事	138	3,860,000	27,971
葬儀	24	7,750,000	322,917
永代供養	3	730,000	243,333

(法 人 税)

宗教法人が収益事業を行う場合には、法人税の納税義務があります。

株式会社のように営利を目的として設立された法人は各事業年度の全ての所得に対して法人税が課税されますが、宗教法人等の公益法人等については、収益事業を行う場合に、その収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課税されます。

収益事業として34種類の事業が掲げられています。

宗教法人は収益事業を行う場合に法人税を納める義務がありますが、この場合の収益事業とは、次に掲げる34種類の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

なお、これらの事業に係る事業活動の一環として、又はこれに関連して行われるいわゆる付随行為も収益事業に含まれます。

- | | | |
|---------------------------|----------------|-------------|
| ① 物品販売業 | ⑬ 写真業 | ⑲ 美容業 |
| ② 不動産販売業 | ⑭ 席貸業 | ⑳ 興行業 |
| ③ 金銭貸付業 | ⑮ 旅館業 | ㉑ 遊技所業 |
| ④ 物品貸付業 | ⑯ 料理店業その他の飲食店業 | ㉒ 遊覧所業 |
| ⑤ 不動産貸付業 | ⑰ 周旋業 | ㉓ 医療保健業 |
| ⑥ 製造業 | ⑱ 代理業 | ㉔ 技芸教授業 |
| ⑦ 通信業、放送業 | ㉒ 仲立業 | ㉕ 駐車場業 |
| ⑧ 運送業、運送取扱業 | ㉓ 問屋業 | ㉖ 信用保証業 |
| ⑨ 倉庫業 | ㉔ 鋳業 | ㉗ 無体財産権の提供業 |
| ⑩ 請負業（事務処理の委託を受ける業を含みます。） | ㉕ 土石採取業 | ㉘ 労働者派遣業 |
| ⑪ 印刷業 | ㉖ 浴場業 | |
| ⑫ 出版業 | ㉗ 理容業 | |

宗教法人 ○○寺 役員退職慰労金規程

第1条 (総則)

本規程は、退職した住職(以下役員という)の退職慰労金について定める。

第2条 (退職慰労金額の決定)

退職した役員に支給すべき退職慰労金は、次の各号のうち、いずれかの額の範囲内とする。

- 1) 本規程に基づき、責任役員の過半数で決定し、責任役員会において承認された額。
- 2) 本規程に基づき、計算すべき旨の責任役員会の決議に従い、責任役員会若しくは責任役員の過半数により決定した額。

第3条 (退職慰労金の額の算出)

役員の退職慰労金の額は次の算式によって得たものとする。

- 1) 退職慰労金の額＝報酬月額×役員在任年数×功績倍率
- 2) 各役位の功績倍率は次のとおりとする。

閑栖	2.8	住職	3.0
----	-----	----	-----

<中略>

第9条 (弔慰金)

任期中に死亡したときは、次の金額を弔慰金として支給する。

[業務上の死亡の場合]・・・報酬月額×36ヶ月分

[その他の死亡の場合]・・・報酬月額×6ヶ月分

<中略>

第11条 (支給時期及び支給方法等)

退職慰労金の支給時期は、原則として責任役員会において承認された後4ヶ月以内とする。但し、経済界の景況、宗教法人の業績いかん等により、当該役員またはその遺族と協議の上、支給の金額、時期、回数、方法について別に定めることがある。

<中略>

第12条 (会社加入の事業保険との関連)

退職慰労金と関連のある会社加入の保険契約の受取保険金(中途解約払戻金も同じ)は、全額法人に帰属し、原資とする。

*あくまでこの規程は参考資料ですのでご了承下さい。

宗教法人〇〇寺 出張旅費規程

第1条（適用）

この規程は、宗教法人 〇〇寺住職（閑栖を含む）及び寺務職員が職務を指示どおり遂行した場合の出張旅費等について定めたものである。

第2条（留意事項）

出張業務は日常活動の一つであるが、多額の経費を要するものであるので、自己管理を厳しくし、最少限の費用で最大の効果を追求するものとする。

第3条（出張の区分）

出張は日帰り出張、宿泊出張および特別出張の2種類とし、その定義は以下の各号に定めるところとする。

①日帰り出張

原則として勤務地より片道50kmを超す地域に出張し、宿泊を必要としない出張をいう。

②宿泊出張

原則として勤務地より片道80km以上の地へ出張し、宿泊を必要とする出張をいう。

第4条（旅費の定義）

本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

①交通費②日当③宿泊費

第5条（交通費、日当、宿泊料）

1. 交通費は以下の各号のとおりとする。

①住職 グリーン車相当の運賃の実費

②その他の寺務職員 普通運賃の実費

2. 日当は出張の日数に応じ、宿泊料は実際に宿泊した夜数に応じて別表1により支給する。ただし、車中または船中に宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで寝台料金の実費を支給する。

・ <省略>

別表1

区 分	日帰り日当	宿泊日当	基準宿泊費
閑栖・住職	10,000 円	20,000 円	20,000 円
副住職	5,000 円	10,000 円	15,000 円
寺務職員	3,000 円	5,000 円	15,000 円

注) 1. 宿泊費は必ず宿泊施設の正規の領収証を添付すること。

2. 実際にかかった宿泊費が上記の基準宿泊費以下の場合は、その実際に支払った額を支給する。

3. やむを得ない理由で上記の基準宿泊費を超えた場合は、別途協議のうえ支給額を決定する。

*あくまでこの規程は参考資料ですのでご了承下さい。

宗教法人 ○○寺 責任役員会議事録

1. 日時 令和○年○月○日 午後○時から午後○時まで
2. 場所 宗教法人 ○○寺
3. 出席者 代表役員 ○○ ○○
責任役員 ○○ ○○ 責任役員 ○○ ○○
4. 議題 役員退職慰労金規程・出張旅費規程について

5. 議事の経過

議題について代表役員から代表役員の退職後の生活の一助を図る「役員退職慰労金規程」及び法人の運営上必要とされる「出張旅費規程」を制定する旨の提案があった。

慎重なる審議の結果、満場一致で提案どおり可決した。

6. 議決事項

役員退職慰労金規程・出張旅費規程を令和○年○月○日から施行すること。

上記のとおり、相違ないことを証するために出席者全員が確認する。

令和○年○月○日

代表役員	○○ ○○	⑩
責任役員	○○ ○○	⑩
責任役員	○○ ○○	⑩

* 必ず署名をして下さい。また代表役員は代表印を押します。

注) あくまでこの議事録は参考資料ですのでご了承ください。

MEMO